

件名	5陳情第20号 地域環境に著しく悪影響を及ぼす空き家の対策強化を求める陳情書
<p><b>【理由】</b></p> <p>町内には、地域環境に著しく悪影響を及ぼす空き家が存在します。</p> <p>家屋は損壊し、敷地はジャングル化、屋根瓦は落下の危険があり、雨戸は大風が吹けば飛んで近隣の民家に危害を及ぼす危険があります。</p> <p>害獣（ハクビシン、アライグマ、ネズミ、スズメバチ）が住み着き、家屋を覆う蔦植物には虫が発生し、それを捕食する害鳥の糞害や鳴き声がうるさいなどの被害が発生しているところもあります。冬になると、乾燥した風の強い日には火災の危険も危惧されるなど、近隣の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。</p> <p>国では、本年6月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が一部改正され、対策の厳格化が図られることとなりました。市町村の責任と役割がより重要となります。</p> <p><b>【要旨】</b></p> <p>地域の環境に著しく悪影響を及ぼす空き家の対策強化を求めます。</p> <p>空き家の適切な管理を促進するための体制を整備するなど、早急に対策を講じるよう町に働きかけて下さい。</p>	

※原文のまま掲載しています。